減 額 率 算 定 表

(精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者)

	氏名	
減額対象 労働者	作業内容	(具体的に記入)

1 労働能率の比較

(1) 比較対象労働者の選定

減額対象労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者であって、減額しようとする最低 賃金と同程度以上の賃金が支払われているもののうち、最低位の能力を有するものを「比較 対象労働者」として選んでください。

		氏名		支払金額	円
	比較対象	従事業務σ)種類及び経験年数		
労 働 者	作業内容	(具体的に記入)			

(2) 対象労働者の作業実績

作業月日		比較した作業	比較対象労働者		減額対象労働者		
			作業	作業	作業	作業	備考
	時間		数量	時間	数量		
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
合 i	†						
1時間当たりの平均作業量			/時間		/時間		
比較対象労働者に対する 労働能率の割合(%)		1	100%	2	%		

最低賃金法施行規則第5条の表による	
減額率(減額率の上限)	%
(① - ②)	

	職務の内容、職務の成果等について(最低賃金法施行規則第5条柱書) 職務の内容(職務の困難度、責任の度合い)
(2)	職務の成果(一定時間当たりの労働によって得られる結果)
(3)	労働能力(指示の必要性、複雑業務の遂行の可否)
(4)	経験等(これまでの経験。今後その経験を生かしてどのような能力を発揮することが期待されるか)
3 3	成額率
∵ ∟=	職務の内容、職務の成果、労働能力、 経験等を勘案した 最低賃金法施行規則第5条の減額率 31の労働能率の比較で算出した減額率の上限よりも高い減額率とすることはできません。